

阿賀野市告示第116号

阿賀野市中小商工業振興資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月30日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市中小商工業振興資金貸付規程の一部を改正する規程

阿賀野市中小商工業振興資金貸付規程（平成16年阿賀野市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号を次のように改める。

- (3) 融資利率
- 2. 10%（責任共有制度対象外の信用保証付き）
 - 2. 30%（責任共有制度対象の信用保証付き）
 - 2. 60%（信用保証なし）

附 則

この告示は、令和8年4月30日から施行する。